

デジタルカラー複合機仕様書

令和8年度印刷機の賃貸借を行うための仕様を以下のとおり定める。

1. 件名

デジタルカラー複合機賃貸借業務

2. 目的

御所市のネットワークシステムを活用し、保育における印刷機器（ネットワークプリンタ）の設置及び保守管理の一元化を行うことで、印刷業務の効率化を図る。また、印刷機器の高速化や事務等のペーパーレス化、カラー印刷の積極的な活用等により、職員の働き方改革の推進と園児等に対する福祉サービスの向上を図る。

3. 業務概要等

印刷機器の設置及び運用に関し、以下の業務を行うこと。

- （１）各種印刷機器の賃貸借及び設置
- （２）ネットワークシステムへの接続及び各種コンピュータ端末との運用設定
- （３）本件印刷機器の設置に伴う既存印刷機器の移設・撤去及び契約満了時の撤去
- （４）設置印刷機器の保守管理
- （５）設置印刷機器の印刷に係る消耗品等の提供
- （６）設置印刷機器に係るサポート

4. 契約期間及び契約方法

公募型プロポーザル実施による賃貸借契約

令和8年11月1日～令和13年10月31日(60ヶ月)

5. 発注課

御所市総務部 デジタル推進課

6. 供給場所

秋津幼稚園	御所市大字室 484 番地の 1
石光保育所	御所市大字元町 275 番地の 1
幸町保育所	御所市大字幸町 43 番地
御所幼稚園	御所市 1 番地の 9
葛城保育所（注意）	御所市大字五百家 75 番地
（デジタル推進課 御所市 1 番地の 3）	

7. 納品期限

令和8年10月30日（金）

（注意）葛城保育所の複合機について、令和8年11月から令和9年3月までデジタル推進課へ設置し令和9年4月より御所市大字五百家の葛城保育所へ設置を行う。その際の移設費用は、別途支払う。

8. 印刷機器及び印刷可能枚数

印刷機器の賃貸借業務については、以下の内容を満たすものを提案すること。

(1) 設置印刷機器

- ① 導入機器については、別紙 1「導入機器仕様一覧」を参考に保育現場の実態等を踏まえ最適な機器を設置すること。
- ② 「6. 供給場所」を参考に各種印刷機器について、設置場所に機器を設置すること。
- ③ 本入札における機器については、消費電力の少ない製品など環境に配慮し選定すること。
- ④ 保守及び管理面を考慮し、各園に設置した機器の不具合、インク残量管理など、利用者の連絡なくとも保守の対応を可能にすること。また利用者は、リアルタイムに印刷使用状況を把握できる仕組みがあること。

(2) 印刷可能枚数

1 年間の全機器の合計印刷可能枚数は 150,000 枚以上（毎月 1 園 2,500 枚×調達 5 か所×12 ヶ月分）とする。

* 設置箇所ごとに印刷可能枚数の設定及び印刷枚数の管理を行うが、最終的な清算等に当たっては全設置箇所の総数で算定する。

9. 印刷機器の設置・設定

(1) 印刷機器の設置

- ① 「6. 供給場所」示す各機器の設置は基本的には次の場所を想定しているが、実際の設置場所については、受注者と保育所等が調整したものを発注者と協議のうえ決定する。
- ② 設置にあたり、有線 LAN や延長コード等が必要な場合は、受注者が準備すること。
- ③ 既存印刷機器の移動を伴う設置については、設置業者と積極的に調整を行い、移動の支援をすること。
- ④ 令和 9 年 3 月 31 日に葛城保育所の改修工事が終了することに伴い御所市役所のデジタル推進課に設置した印刷機器の移設を行うこと。今後、設置した複合機の移設が必要となった場合も対応を行うこと。

(2) 設定

印刷機器の設置にあたり必要となるコンピュータ端末等への各種設定は受注者が行うこと。

(3) その他

- ① 設置機器は発注者が指定する有線 LAN 環境に接続し、ネットワークプリンタとして使用できるよう設定等を行うこと。
- ② 本市の LGWAN 系環境に、設置機器にスキャンしたデータが安全に保存され接続するパソコンからスキャンデータの取り出しが行えること。

③ 各印刷機器を使用する印刷枚数状況など複合機の持続可能な利用に必要な情報を把握しながら適切に運用できるよう、利用者へ情報を適宜提供すること。その際、職員等に状況把握等に関する事務負担等が発生しないよう配慮すること。

10. 保守

- (1) 機器が故障した場合、発注者の指示に対し、受注者は速やかに技術者を派遣し機器を正常な状態に回復させなければならない。回復できない場合は、機器の交換で対応し、その費用は受注者の負担とする。
- (2) 受注者の承諾のない改造または負荷による機器の滅失破損以外の故障は受注者の負担とする。
- (3) 契約にあたっては、メーカーとの保守契約に関連する書類の控えを提出すること。
- (4) 保守並びに点検実施、消耗品納入にあたり、知り得た業務上の秘密を外部に漏らし、または他の目的に利用してはならない。
- (5) 設置作業の他、プリント機能及びスキャン機能に関するヘルプデスクの設置し円滑な利用ができるよう支援すること。
- (6) 機器保守など設置場所へ訪問する際は、事前に施設長へ連絡し、職員・園児等の施設利用者など安全管理に十分配慮すること

11. 料金方式

- (1) 印刷サービスの提供について、契約する期間を定額制（月額の基本使用料金）により利用するサブスクリプション型とする。
- (2) 月額基本使用料金には、機器使用料、保守点検、修繕等の維持管理及びインク・トナー等の消耗品（用紙を除く）の供給料金、使用可能枚数（用紙サイズ、モノクロ・カラー、文書・写真等を問わず）までの印刷物出力を含むものとする。
- (3) 年間使用可能枚数を超過した場合は、追加費用を支払うこととし、追加費用の基準と料金（1 枚単価等）について示すこと。
- (4) (3) の超過従量料金は年又は月 1 回での清算とする。
- (5) 料金の請求について、設置場所ごと印刷枚数を集計した明細表を添付し利用月の翌月払いとすること。

12. 追加提案

提案額の範囲で、追加提案があれば示すこと。

13. その他

契約の特記事項に関して御所市長期継続契約に関する事務取扱要綱第 7 条に基づく契約であり契約書に下記の文言を記入し契約を締結する。

（予算の減額または削除に伴う特約）

この契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、発注者の歳出予算の当該金額について減額又は削除があったときは、発注者は、この契約を変更又は解除することができる。受注者は、前項の規定による契約の変更又は解除により損失を生じたときは、発注者に対し、その損失の補償を請求することができる。この場合における補償額は、発注者と受注者が協議して定める。

なお、契約先に賃貸借の営業資格を有しない場合は、市と契約先、賃貸借業者の3者契約を締結する。

○参考資料

園児及び職員数、モノクロプリンタ及びコピー機の印刷枚数（直近3ヶ月）

	園児	職員数	直近3ヶ月の印刷枚数		
			4月	5月	6月
秋津幼稚園	57人	16人	3,863枚	2,252枚	1,727枚
石光保育所	77人	18人	1,839枚	1,392枚	1,618枚
幸町保育所	41人	13人	2,720枚	1,494枚	2,067枚
御所幼稚園	55人	15人	712枚	565枚	520枚